
強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践研修）

運営の手引き

（2014年10月 ver.）

独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

目 次

1. 基本的な考え方	1
(1) 研修の目的	
(2) 都道府県研修に期待すること	
2. 研修会開催準備	2
(1) 運営スケジュール	
(2) 運営体制と予算	
(3) 会場と開催日	
(4) 募集方法	
(5) 受講の確定と事前通知の方法	
(6) 研修会資料等の準備	
3. 研修プログラムの作成	6
(1) 国基準	
(2) 講師・発表者の調整	
4. 研修会の運営	8
(1) スタッフと役割分担	
(2) 事前のリハーサル	
(3) 研修会運営の基本	
5. 継続的な連携体制の構築に向けて	9
(1) 継続的な研修実施と連携体制	
(2) 研修に関する要望・意見について	

1. 基本的な考え方

(1) 研修の目的

強度行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことを言います。適切で専門的な支援を行う必要があり、医療を含めた強度行動障害に関する総合的な支援体制を構築するとともに、障害者福祉施設等の従事者が、専門的な知識や技術を身に付け、本人の生活の質を向上させることが求められています。強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)とは、入所、通所、居宅、相談等、強度行動障害者の障害福祉サービスに携わるあらゆる職員を対象に、今後、従事者として身に付けるべく「基礎的な知識」と「初歩的な支援計画の立案方法」を学ぶ場です。

基礎研修と実践研修の目的な内容の詳細は、テキストの「強度行動障害支援者養成研修のねらい」「強度行動障害支援者養成研修の内容」「実践研修のポイント」をご参照下さい。

(2) 都道府県研修に期待すること

上記の基本的な考え方に加え、各都道府県における研修において、以下の2点を考慮し、プログラムの企画・運営を行って欲しいと考えています。

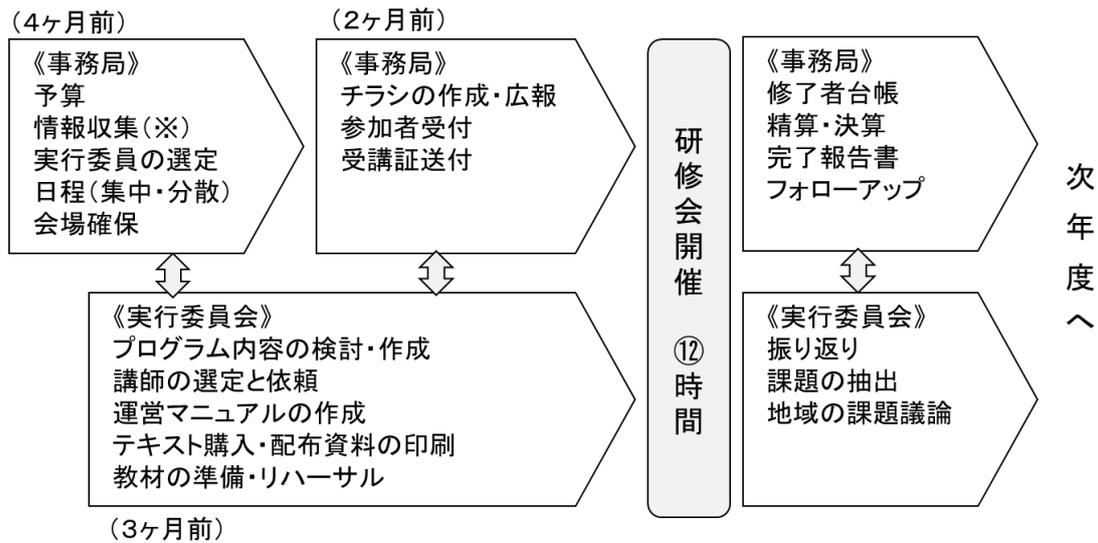
- ☑ 都道府県における研修プログラムについては、実際に強度行動障害のある人の支援経験が豊富な人を中心としたチーム(実行委員会)を組んで、この実行委員会が主体的に研修の企画・運営にあたる
- ☑ 演習や講義(特に事例報告)については、可能な限り地域の事例に則した、具体的なものを提供する

また、都道府県研修の企画・運営を行う実行委員会等を通して、各地域で、障害福祉サービス体系や所属法人等を超え、広域で強度行動障害者支援ノウハウに関する情報交換ができるようなネットワークづくりを行い、地域において強度行動障害者支援体制の構築が進むことを期待しています。

2. 研修会開催準備

(1) 運営スケジュール

各都道府県において、強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)を開催するにあたっての大まかな運営スケジュールは下記の図の通りです。研修規模やプログラム内容の調整、準備期間が変わってくると思います。下記のスケジュールは、概ねモデルプログラムに準じた運営を行った場合の目安です。



(2) 運営体制と予算

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)の運営体制は、「事務局」と「実行委員」を分けたほうが望ましいと考えます。

- ☑ **事務局**: 研修の準備から報告までの進行管理と事務一般を取り扱う部所・組織、そして担当者。可能であれば、複数年事務局を継続することにより、地域の強度行動障害者支援に関するネットワークづくりや支援体制構築に向けての事務局機能を果たす
- ☑ **実行委員**: 主に日々行動障害のある人の支援に携わっており、支援のノウハウや経験が比較的多い人材を、複数の法人等から募り、研修プログラム作りや、依頼する講師の選定、具体的な研修の進行を行なう。研修プログラムの内容の向上を図り、地域のネットワーク構築の中核メンバーとなる

もちろん、地域の実情に合わせた別の運営体制が適当な場合もありますし(例: 他領域も含め総合的な実務者研修の実施体制が存在する)、さらに都道府県が本研修の実施主体について別途法人を指定して一括実施する場合は(例: 委託)、その実施法人が作成した運営体制になるものと考えられます。

予算に関しては、運営主体が都道府県である場合、指定法人で実施する場合により異なり、さらに指定法人で実施する場合も都道府県からの委託料の有無等により大きく異なることが予想されます。もちろん、事務局や実行委員会の規模や事前準備の頻度、講師・トレーナーの謝金、会場費、開催案内とその配布等により支出が決まってきます。この手引書では、具体的なモデル案は提示しませんが、受講者の自己負担額をどの程度に設定するかは本研修において重要な事項です。

(3) 会場と開催日

研修の支出額に大きな影響を及ぼすのが、研修会場の確定です。都道府県主催で、公的な会場の利用が可能なら、費用をかけずに会場の確保ができます。一方、比較的大きな定員を想定した場合、基礎と実践を合わせて4日間(連続日程である必要はない)会場をおさえるには、早い段階から企画を立案する必要があります。会場を確定することで、募集定員が自ずと確定します。また、演習の運営方法次第で定員も変わってきますので、慎重に判断してください。

国研修(指導者研修)では、基礎研修、実践研修ともに2日間連続の研修を実施しています。都道府県研修においては、必ずしも2日間連続開催でなくてもかまいません。可能な限り、受講生(所属組織)にとって参加しやすい日程を組んでいただければと思います(例:○月の第2火曜日と第4火曜日に基礎研修開催、△月の第2金曜日と第4金曜日に実践研修開催)。

(4) 募集方法

障害福祉サービス事業所や施設等においても、強度行動障害ということばかりイメージする状態像は、必ずしもひとつではありません(「強度行動障害支援者養成研修の内容」を参照)。就労系の事業所で、集団生活から逸脱する行動が時々みられる人のことを強度行動障害と考えていたり、地域活動支援センターに時々やってきて他の多くのメンバーを不安にさせる境界性人格障害が疑われる人を、強度行動障害ではないか?と考え、受講される人もいるはずです。また、かつての強度行動障害特別処遇事業の対象者のみをイメージし、強度行動障害判定基準表で10点以上の人が複数いるにもかかわらず、「当方には強度行動障害はいない」と研修に応募しないかもしれません。このような誤解が、すぐに無くなることはありません。都道府県研修を継続的に実施することが、強度行動障害の正確な理解をもたらす、もっとも有効な方法のひとつだと私たちは考えています。

とにかく、はじめて、あるいは初期の都道府県研修では、入所系・通所系・居宅系、そして相談支援等、多くの事業所に研修の開催要項について情報が行き届くような方法を工夫してください。代表的な募集方法は、下記の通りです。必ず複数の方法を組み合わせて広報を行ってください。

- チラシを印刷し配布する(郵送・FAX)
- 障害福祉サービス事業所の管理者・従事者が集まる研修会やイベントでチラシを配布
- 事業者が必ず閲覧するWEBページに掲載
- 事業者間のメーリングリストで送付

(5) 受講の確定と事前通知の方法

受講申込から受講の確定までのサンプルとして、平成 26 年度強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))の流れを以下にまとめます。

- ① チラシならびに申込書の発送(5月12日)
- ② 申込受付の締切日(6月16日)
- ③ 受講決定書と事前提出書類の発送(6月20日)
- ④ 事前提出書類の締切日(6月30日)
- ⑤ 研修会開催(7月10日～10日)

国研修では、受講者を「都道府県からの推薦」としているため、申込書以外に事前提出書類(現場で抱えている事例の紹介)の提出を求めています。都道府県研修では申込書の書式により詳細な情報の記載を求めることも可能です。また、申込書等により得られる受講者の情報は、グループワークの班編成等において非常に重要な情報になります。

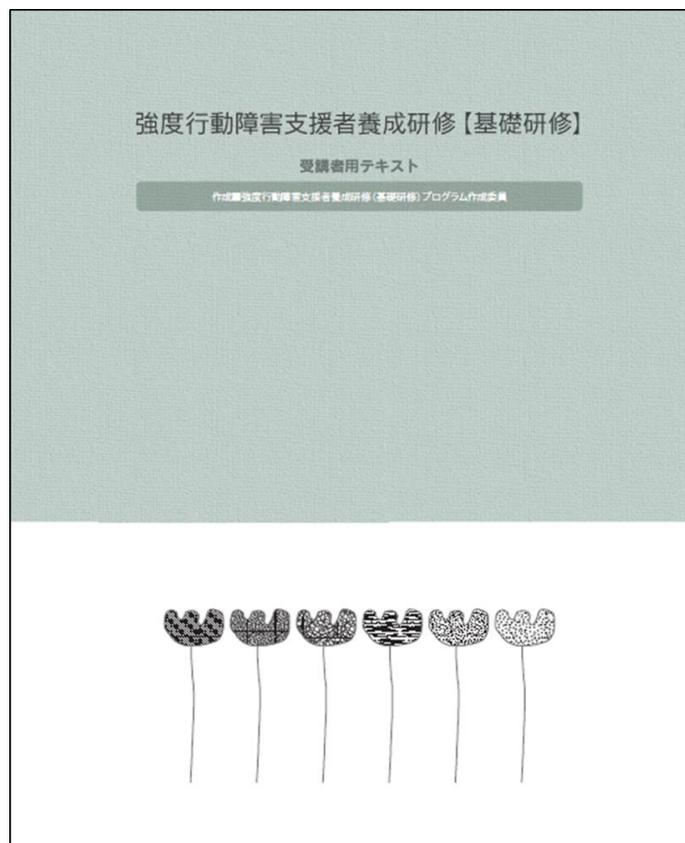
(6) 研修会資料等の準備

今回の国研修(指導者研修)で準備した研修会資料等は概ね次の通りです。

- 研修テキスト
- 研修テキストの補足資料(講義の PP・演習用のワークシート、研修アンケート等)
- 強度行動障害支援者養成研修運営の手引(この手引のことです)
- バインダー(受講生用のテキスト・資料等をひとまとめにする)
- 座席表
- 名札(受講者用・インストラクター事務局用)
- 参加者・トレーナー等名簿
- 演習教材(ワークシート、演習シナリオ、マーカー他)
- 受付セット一式(参加者名簿、文房具、領収書、つり銭)
- 修了証
- ノートパソコン(液晶プロジェクター接続用ケーブル)
- 記録用器具(デジタルカメラ、ビデオカメラ、三脚、記録媒体)
- その他事務用品(梱包用具、紙コップ、)

会場の設備によっては、音響機器、液晶プロジェクター・スクリーン、看板等の準備が必要になります。なお、今回の国研修(指導者研修)における研修会資料等の準備では、短期間のテキスト作成が求められましたので、その他の事務負担を可能な限り減らそうと努力しました。

「強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)受講者用テキスト」は、平成26年6月よりのぞみの園において1冊1,200円で有償頒布を行っています(消費税・送料込み)。ただし、料金の支払いは、のぞみの園指定の銀行に振込となります。振込手数料は申し訳ありませんが振込者負担をお願いしています。また、受講者用テキストの前のバージョンのもの(表の一部変更、誤字等多い)については、のぞみの園のホームページ(下記URL)で公開しています。ただし、フルカラーA4版で200ページ近くあるテキストです。すべてのページをコピーするだけでもかなりの金額になります。



- のぞみの園ホームページで公開されている、前のバージョンの受講者用テキスト

【本文】 http://www.nozomi.go.jp/publication/PDF/H25_kyodo%20Text_01.pdf

【資料編】 http://www.nozomi.go.jp/publication/PDF/H25_kyodo%20Text_02.pdf

- 有償刊行物の購入方法

のぞみの園研究部に下記の情報を記載の上、FAXでお申込み下さい。

①氏名、②注文冊数、③送付先住所(郵便番号含む)、④電話連絡先、⑤領収書の宛名

FAX番号 027-320-1391

また、巻末のサポートデスクへのメールでも注文を受け付けます。

3. 研修プログラムの作成

(1) 国基準

強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)のカリキュラムについては、平成 26 年 10 月現在、以下の基準が示されています(詳しくは、平成 26 年 1 月 31 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業の実施について(運営要領)」を参照のこと)。都道府県研修においても、この科目、内容、時間数を想定してプログラムを組むことになります(テキスト 106P 参照)。

科目名	時間数	内容	
I 講義	6		
1 強度行動障害がある者の基本的理解	2.5	①強度行動障害とは	本研修の対象となる行動障害
			強度行動障害の定義
			強度行動障害支援の歴史的な流れ
			知的障害／自閉症／精神障害とは
			行動障害と家族の生活の理解
		②強度行動障害と医療	危機管理・緊急時の対応
			強度行動障害と精神科の診断
			強度行動障害と医療的アプローチ
			福祉と医療の連携
			③強度行動障害と制度
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	3.5	④構造化	構造化の考え方
			構造化の基本と手法
			構造化に基づく支援のアイデア
		⑤支援の基本的な枠組みと記録	支援の基本的な枠組み
			支援の基本的なプロセス
			アセスメント票と支援の手順書の理解
		⑥虐待防止と身体拘束	記録方法とチームプレイで仕事をする大切さ
			虐待防止法と身体拘束について
		⑦実践報告	強度行動障害と虐待
			児童期における支援の実際
		成人期における支援の実際	
II 演習	6	内容	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①情報収集とチームプレイの基本	情報の入手とその方法
			記録とそのまとめ方と情報共有
			アセスメントとは
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	2.5	②固有のコミュニケーション	様々なコミュニケーション方法
			コミュニケーションの理解と表出
			グループ討議／まとめ
3 行動障害の背景にある特性の理解	2.5	③行動障害の背景にあるもの	感覚・知覚の特異性と障害特性
			行動障害を理解する冰山モデル
			グループ討議／まとめ
合計	12		

また、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)のカリキュラムは、国基準について作成準備中です(平成26年度中に確定予定です)。平成26年10月時点のカリキュラム案は、研修テキストの「強度行動障害支援者養成研修の内容」をご参照下さい。

本研修は、重度訪問介護における行動障害を有する者への対応(基礎研修)、ならびに行動援護従業者養成研修(基礎・実践研修)を想定したカリキュラムですので、研修プログラム作成に際しては、国基準の時間数に準拠して下さい。

(2) 講師・発表者の調整

講義・演習の大部分は、原則「実行委員会」のメンバーが分担し、実施することが望ましいと考えます。また、国研修においてもこの原則に沿った運営をしています。ただし、都道府県によっては、様々なサービス体系において強度行動障害者支援の経験豊富な人材を募ることが難しい場合も想定されます。そのような場合は、ぜひ、国研修の事務局である「のぞみの園研究部」にご相談、ご連絡をいただければと思います。

「受講者用テキスト」以外の資料については、講師・発表者に事前に作成依頼し、当日までに印刷しておく必要があります。指導者研修(国研修)で用いたパワーポイント等は、データで配布いたします(データの配布方法等についてはのぞみの園サポートデスクにご連絡下さい)。

4. 研修会の運営

(1) スタッフと役割分担

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践研修)当日の運営は、事務局と実行委員が協働で運営することとなります。特に、実行委員には、講義や演習のインストラクターだけでなく、運営スタッフとしても活躍してもらいます。今回の国研修(指導者研修)の役割分担は、以下のように設定しました。スタッフ数が多い場合は、事前に役割分担だけでなく、詳細な研修スケジュール等を作成し、進行管理する必要があります。

- 統括
- 司会
- 受付(出納担当兼務)
- 外部講師接待(受付・統括と兼務)
- 会場設営・案内
- 音響・機材操作
- 記録(写真等)

(2) 事前のリハーサル

本研修では、演習内容等において難しい運営が求められることの無いように計画したつもりです(グループ・ディスカッションのファシリテーターの配置なし)。それでも、講義や演習においてタイトな時間設定されている研修の運営には、それなりの経験が必要です。可能な限り、事務局と実行委員で、会場設営や機材の使い方を含め、簡易なりハーサルを実施しておくことを勧めます。

また、スムーズに事前準備や当日の進行ができるよう、「演習マニュアル」を作成し、事務局ならびに実行委員全員に周知しています。

(3) 研修会運営の基本

研修会を運営する側は、どうしても研修内容や受講者の反応が気になるところです。しかし、比較的長い時間「集団生活」の場を提供していることを忘れてはいけません。健康管理や事故・怪我、あるいは自然災害の可能性等は、原則、受講者の個人責任ではありますが、事務局と実行委員は、安全で安心できる研修会の運営を心がける必要があります。

5. 継続的な連携体制の構築に向けて

(1) 継続的な研修実施と連携体制

今回の国研修(指導者研修)と都道府県研修の役割の違いについては、下の図のように考えています。特に、都道府県研修の事務局・実行委員になる人には、研修終了後も、次年度以降に向けて、継続的な地域連携の体制構築と強度行動障害者支援の質の向上を目指した取り組みを、ぜひ行っていただきたいと願っています。

	国研修	都道府県研修
受講者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県の推薦を受けた者 ○ 都道府県研修でインストラクター(実行委員)ないし事務局として運営に携わることが期待される者 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入所・通所・居宅・相談支援等の事業所で行動障害のある人の支援に携わる現任者 ○ 経験年数の浅い人を想定
持って欲しい問題意識	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強度行動障害対策は地域の障害福祉施策にとって重要 ○ 強度行動障害支援者の養成にはしっかりと時間を掛けて取り組む必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な支援無しに、強度行動障害のある人の快適な生活は保障できない ○ 現状にはまだまだ解決すべき問題がたくさん存在する
問題解決のアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小さな保健福祉圏域ではなく、広域で強度行動障害支援のノウハウを蓄積し、人材の開拓、ネットワークづくりを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々の支援内容を研修で学んだことに照らし合わせて振り返る ○ 職場あるいは地域で振り返った内容について意見交換

さらに、地域における連携や質の向上のきっかけとなるステップアップ研修として、国立障害者リハビリテーションセンター主催の「行動障害支援者研修会」や発達障害者支援実地研修事業として実施している「強度行動障害研修」の他、他機関でもいくつかの研修が行われています。

(2) 研修に関する要望・意見について

国立のぞみの園では、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修・実践研修)の国研修(指導者研修)の事務局を継続的に行っていく予定です。同研修、あるいはその他強度行動障害者支援に関する様々な問い合わせ、ご意見やご要望については、下記事務局(サポートデスク)までご連絡下さい。

「強度行動障害支援者養成研修事務局(サポートデスク)」

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画局研究部

(略称:国立のぞみの園研究部/こくりつのぞみのそのけんきゅうぶ)

TEL 027-320-1741 FAX 027-320-1445 担当:志賀・五味・信原

E-mail nobuhara-kazu@nozomi.go.jp